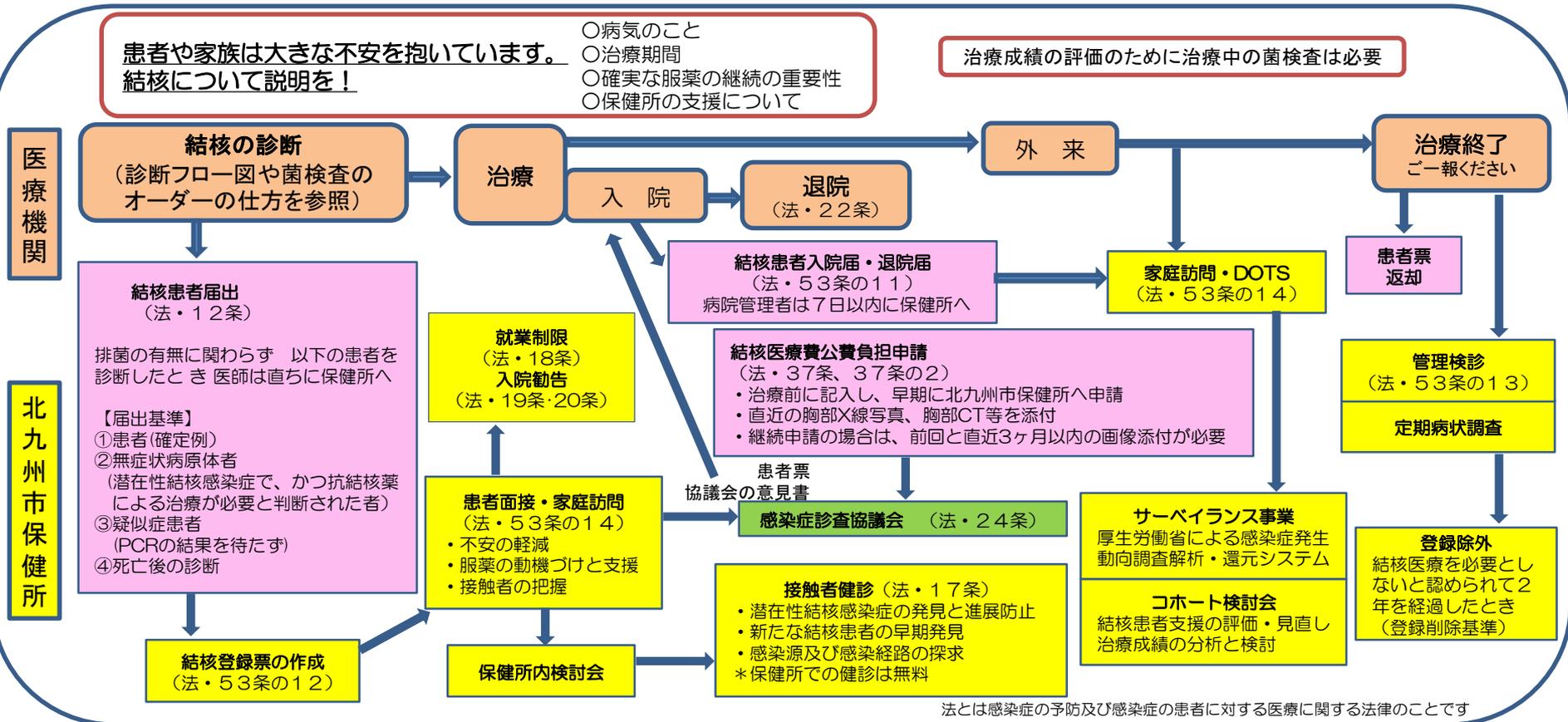


◎結核患者が発生したら～北九州市結核対策全体図



◎下記に関する場合は停滞なく届出等をお願いします。

法	内容	届出先
第12条	結核発生届出 届出基準 ①患者(確定例) ②無症状病原体保有者 ③疑似症患者 ④死亡後の診断	医師は直ちに保健所へ
第53条の11	結核患者入院・退院届出票	病院管理者は7日以内に
第37条の2	一般結核患者に対する医療 患者は排菌なし 自己負担は5% (申請書類: 申請書・診断書・X線写真等)	届出受理した日から有効 住所地の保健所へ
第37条	入院勧告結核患者に対する医療 自己負担はほぼなし (申請書類: 申請書・診断書・X線写真等・住民票・納税証書が必要)	住所地の保健所へ
第38条	結核指定医療機関指定 申請・変更・辞退・再交付	直ちに保健所へ

◎北九州市周辺の結核病床のある病院 (法・37条入院治療時)

*令和3年6月現在

医療機関名	電話
北九州市立門司病院	093-381-3581
福岡ゆたか中央病院	0949-26-2311
福岡東医療センター	092-943-2331

担当部署名	電話
北九州市保健所保健予防課予防係	093-522-8764